

事例番号:290288

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 36 週 2 日 妊婦健診における超音波断層法、胎児心拍数の確認で異常所見を認めない

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 0 日

時刻不明 妊産婦は胎動減少を自覚し搬送元分娩機関を受診

16:33- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動消失、遅発一過性徐脈あり

17:02- 超音波断層法で胎児心拡大、胸水あり

18:00- 母児間輸血症候群の可能性があるため当該分娩機関へ母体搬送後、入院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 0 日

18:55 胎児機能不全のため帝王切開により児娩出

手術後 1 日 妊産婦の血液検査で AFP 301.3ng/mL、胎児ヘモグロビン 1.1%

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 0 日

(2) 出生時体重:2152g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.748、PCO₂ 138mmHg、PO₂ 11.8mmHg、HCO₃⁻ 18mmol/L、
BE -16mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 6 点

(5) 新生児蘇生：人工呼吸（バッグ・マスク）

(6) 診断等：

出生当日 新生児仮死、低酸素性虚血性脳症（Sarnat II 度以上）、低出生体重児、母児間輸血症候群、胎児水腫、先天性貧血（ヘモグロビン 7.0g/dL、ハマトクリット 24.9%）、低血糖（臍帯動脈血 35mg/dL、当該分娩機関 NICU 入院時 4mg/dL）

(7) 頭部画像所見：

生後 8 日 頭部 MRI にて大脳皮質や大脳白質に信号異常あり、比較的緩徐に発症した低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 1 名

看護スタッフ：准看護師 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 3 名、小児科医 1 名、麻酔科医 2 名

看護スタッフ：助産師 1 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、母児間輸血症候群による胎児の重症貧血が低酸素性虚血性脳症を引き起こしたことであると考ええる。

(2) 母児間輸血症候群の原因は不明である。

(3) 母児間輸血症候群の発症時期は、妊娠 36 週 2 日の妊婦健診以降、妊娠 37 週 0 日までの間であると考ええる。

(4) 新生児低血糖が脳性麻痺の発症に関与した可能性があると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 37 週 0 日、搬送元分娩機関における電話対応(胎動減少の訴えに対し来院を指示)(原因分析に係る質問事項および回答書より)は一般的である。
- (2) 来院時の対応(分娩監視装置装着、超音波断層法を実施)は一般的である。
- (3) 胎児心拍数陣痛図で基線細変動消失を認め、超音波断層法における児の所見から、母児間輸血症候群の可能性を考慮し母体搬送したことは医学的妥当性がある。
- (4) 当該分娩機関における入院時の対応(超音波断層法実施、分娩監視装置装着、血液検査)は一般的である。
- (5) 超音波断層法で心拡大著明、胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 100-110 拍/分、基線細変動と一過性頻脈の消失、軽度一過性徐脈を認め、胎児機能不全と判断し緊急帝王切開を決定したことは一般的である。
- (6) 「原因分析に係る質問事項および回答書」によると帝王切開決定時刻は 18 時 20 分とされており、帝王切開決定から 35 分で児を娩出したことは一般的である。
- (7) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (8) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。
- (9) 母児間輸血症候群を疑い、妊産婦の血液検査(AFP、胎児ヘモグロビン)を実施したことは医学的妥当性がある。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)と当該分娩機関 NICU に入院としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】 本事例は分娩当日、受診時の対応や血圧測定の時刻、胎児心拍数陣痛図終了時刻、超音波断層法実施時刻、妊産婦および家族へ母体搬送について説明した時刻、救急車要請の時刻の記載がなかった。観察事項や妊産婦に対して行われた処置、説明は詳細を記載することが重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

母児間輸血症候群の発症について、その病態、原因、リスク因子の解明が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。